

医政地発0927第1号
令和元年9月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和元年度病床機能報告の実施について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

これについて、別添1のとおり、病床機能報告対象病院等に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、関係団体の長にも別添2のとおり通知を発出していることを申し添えます。